

平成24年第4回立科町定例議会会議録

1. 招集年月日 平成24年12月12日（水曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後2時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山 正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 山浦 妙子	8番 小池美佐江	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 橋本 昭	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸 副町長 森澤光則 教育長 塩沢勝巳
総務課長 笹井茂 町づくり推進課長 笹井恒翁
町民課長 羽場幸春 農林課長 中澤文雄 建設課長 荻原邦久
教育次長 笹井伸一郎 観光課長 岩下弘幸
ハートフルケアたてしな所長 佐藤繁信 会計室長 真瀬垣妙子
庶務係長 長坂徳三

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井民夫 書記 伊藤百合子

散会 午後3時03分

議長（滝沢寿美雄君）これから本日の会議を開きます。

報告します。本日の会議における蓼科ケーブルビジョンの取材撮影を、議場固定カメラから撮影することを許可してあります。

議事日程の説明を願います。今井事務局長。

事務局長（今井民夫君）　　――― 議事日程朗読 ―――

平成 24 年第 4 回立科町議会定例会議事日程第 1 号

平成 24 年 12 月 12 日 水曜 午後 2 時 00 分開議

- 第 1 議案第69号 立科町税外収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例制定について
- 第 2 議案第70号 立科町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定について
- 第 3 議案第71号 立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定について
- 第 4 議案第72号 立科町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例制定について
- 第 5 議案第73号 立科町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定について
- 第 6 議案第74号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第75号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第76号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第77号 立科町暴力団排除条例の一部を改正する条例制定について
- 第 10 議案第78号 立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第 11 議案第79号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について
- 第 12 議案第81号 平成 24 年度立科町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 第 13 議案第82号 平成 24 年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 14 議案第83号 平成 24 年度立科町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 15 議案第84号 平成 24 年度ハートフルケアたてしな事業会計補正予算（第 3 号）について
- 第 16 議案第85号 平成 24 年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 17 議案第86号 平成 24 年度立科町索道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 18 陳情第 3 号 安心できる介護保険制度の実現を求める陳述書
- 第 19 発議第 8 号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

- 第20 発議第9号 立科町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
第21 発議第10号 安心できる介護保険制度の実現を求める意見書の提出について
第22 発議第11号 委員会の閉会中の継続調査の件について
以上です。

◎日程第1 議案第69号～日程第18 陳情第3号

議長（滝沢寿美雄君）議案第69号 立科町税外収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例制定についてから、日程第18 陳情第3号 安心できる介護保険制度の実現を求める陳述書までの18件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会に付託し審査されていますので、各常任委員長より審査結果の報告を求めます。

土屋春江総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈4番 土屋 春江君 登壇〉

4番（土屋春江君）総務経済常任委員会の審査報告をいたします。

付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げます。

2. 審査経過

本常任委員会は、12月7日に付託された標記案件について、12月10日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った大要は次のとおりであります。

（1）議案第69号 立科町税外収入金の督促及び延滞金の徴収並びに延滞処分に関する条例制定について

内容の検討を求め、反対多数で否決しました。

（2）議案第72号 立科町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例制定について
原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第73号 立科町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者技術管理者の資格基準に関する条例制定について

原案を全会一致で可決しました。

（4）議案第74号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

人事院勧告に基づく改正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（5）議案第75号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について

普通財産や物品の譲与等を公共的団体でも可能とする改正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（6）議案第76号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定について

原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第 77 号 立科町暴力団排除条例の一部を改正する条例制定について
暴力団の定義を明確にする改正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第 78 号 立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
原案を全会一致で可決しました。

(9) 議案第 79 号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について
索道事業の運営上、必要と認めた場合、管理の一部を委託することができる旨を規定したことが主な改正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(10) 議案第 81 号 平成 24 年度立科町一般会計補正予算（第 4 号）について
歳入全款、歳出のうち、【1 款】議会費、【2 款】総務費（戸籍住民基本台帳費を除く）、【5 款】農林水産業費、【6 款】商工費、【7 款】土木費、【8 款】消防費、【11 款】公債費、【12 款】予備費。

歳入については、町税では徴収実績による固定資産税の増額補正、国庫補助金及び県補助金では事業の実施に伴うものであり、財産収入では公有財産売却による増額であるとの説明を受けました。

歳出については、【1 款】議会費では議場の録音機の更新、【2 款】総務費の一般管理費では職員退職に伴う人件費の増額補正、財産管理費では庁舎議場の修繕料を計上し、企画費では上田地域定住自立圏にかかる増額補正、また動けるしいなちゃんとして 2 体目の着ぐるみ作成費用を、【5 款】農林水産業費では、農業費で農地・水・保管理支交付金事業事業費確定による負担金の減額、土地改良費で県営ため池等整備事業にかかわる立科土地改良区への補助金の増額、県単緊急農地防災事業採択に伴う調査設計費の補助金の補正、【6 款】商工費では、地域交通対策費の地域公共交通維持改善事業補助金にかかる負担金、貸付金の補助金への科目替え、観光費の観光総務費ではしいなちゃんを活用した宣伝用ノベルティグッズの作成料、観光施設費では蓼科ふれあいセンター自動火災報知器受信機などの修繕費の増額補正、牧場改良費では動物賃借料及び機械借上料の減額補正、【7 款】土木費では、土木管理費で道路台帳の補正にかかる委託料、道路橋梁費で小規模修繕料及び県単道路橋梁維持工事施行に伴う負担金の増額、下水道費で下水道事業特別会計繰出金確定による減額補正、【8 款】消防費では事業実績に伴う補正、【11 款】公債費では長期債の利率変更に伴う元金及び利子償還金の補正、【12 款】予備費は全体の調整による補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(11) 議案第 85 号 平成 24 年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
原案を全会一致で可決しました。

(12) 議案第 86 号 平成 24 年度立科町索道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
収益的収入及び支出ではゲレンデ直行バスの廃止に伴う収益及び費用の減額、資本的収入及び支出ではリフト整備費の減額及び圧雪車の購入費用との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

3. 審査結果

本常任委員会に付託された案件は、審査の結果、一部要望を付し、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長（滝沢寿美雄君）これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。7番、山浦妙子君。

〈7番 山浦 妙子君 登壇〉

7番（山浦妙子君）ただいまの委員長の報告の中で、総務費の一般管理費につきまして、職員退職に伴う人件費の増額補正という報告でありましたけれども、私どもの手元にあります提案された議案書によりますと、減額補正であります。この点、もう一度そちらで確認していただきたいと思っております。

議長（滝沢寿美雄君）土屋春江委員長。

4番（土屋春江君）ただいまの質問でございますけれども、減額補正ということでございます。書いてあるとおりでございます。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、田中三江社会文教常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈6番 田中 三江君 登壇〉

6番（田中三江君）それでは、社会文教常任委員会の審査報告をいたします。

1. 付託案件

付託案件は、審査経過の中で申し上げます。

2. 審査経過

本常任委員会は、平成24年12月7日に付託された標記案件を審査するため、同日常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりであります。

（1）議案第70号 立科町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定について

介護保険法の厚生労働省令で定められていた指定地域密着型サービス事業者の指定や介護サービスにかかわる基準を定めるものとの説明を受け、全会一致でこれを可決しました。

（2）議案第71号 立科町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定について

介護保険法や厚生労働省令で定められていた指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定や介護サービスにかかわる基準を定めるものとの説明を受け、全会一致でこれを可決しました。

（3）議案第81号 平成24年度立科町一般会計補正予算（第4号）中、【3款】民生費、【4款】衛生費、【9款】教育費について

【3款】民生費について

社会福祉費では、障害者福祉サービスの還付金や障害程度区分の決定にかかわる手数料、国民年金適用関係届出書の電子媒体化に伴う電算システム改修費、児童福祉費では、転入などによる児童手当の増、保育所に子育て相談員配置賃金、保育所駐車場整備の経費、高齢者福祉費では、介護給付費と高齢者生活支援共同住宅の浴槽改修のための補正が主なものとの説明を受け、これを全会一致で可決しました。

【4款】衛生費について

保健衛生費については、巡回相談に伴う職員旅費と育児休業による一般職給与の減額補正との説明を受け、これを全会一致で可決しました。

【9款】教育費について

中学校費では老朽化したファクスの更新、社会教育費では体育センター非常放送設備工事費、ふるさと交流館防水工事費の補正が主なものとの説明を受け、これを全会一致で可決しました。

(4) 議案第82号 平成24年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
歳入は退職者分にかかる療養給付費交付金の補正であり、歳出は退職者分の診療報酬、高額療養費の増に伴う保険給費にかかる補正が主なものとの説明を受け、これを全会一致で可決しました。

(5) 議案第83号 平成24年度立科町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
介護サービス等諸費では、特に居宅介護サービス給付費が伸びているための補正との説明を受け、これを全会一致で可決しました。

(6) 議案第84号 平成24年度ハートフルケアたてしな事業会計補正予算(第3号)について

育児休業による一般職給与の減額並びに臨時職員増等による賃金の補正、法人への会計事務移管に当たり、法人財務システム導入のためのリース料、高齢者生活支援共同住宅あんしんの廊下へのカーテン設置リース料が主な補正との説明を受け、これを全会一致で可決しました。

(7) 請願第3号 安心できる介護保険制度の実現を求める請願書
全会一致で採択しました。

3. 審査結果

以上、社会文教常任委員会に付託された案件について、慎重審議の結果、上記のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議長(滝沢寿美雄君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。
11番、橋本昭君。登壇の上、願います。

〈11番 橋本 昭君 登壇〉

11番(橋本 昭君) 議案第69号 立科町税外収入金の督促及び延滞金徴収並びに滞納処分に関する条例

制定について、反対の立場で討論いたします。

本議案は、昭和36年立科町条例第31号の全部改正の提案であります。第1点目として、改正条例第2案。(督促)第1項中の「督促ができる」は、地方自治法第240条第2項の普通地方公共団体の長は債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行、その他、その保全及び取り立てに関し、必要な措置をとらなければならない。

さらに、同法231条の3の第1項、分担金、使用料、加入金手数料及び過料、その他の普通地方公共団体の歳入を納期までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は期限を指定して、これを督促しなければならないとあり、本改正案は地方自治法に反する条例改正であること、さらに申せば、納期限後、22日以降、督促ができない条例改正は、債権放棄そのものと言わざるを得ないこと、第2点目として、第4条(延滞金)について、条例中、招集することができる。」とあるが、課税の公平の原則の概念と同様に、賃借することが当然であり、債務者の事情等を勘案し、町長にその行使の裁量をゆだねる条例として、第5条(延滞金の減免)が成り立っていると言えること、以上の観点から、本改正条例内容は到底認めることができず、改正について反対するものであります。

なお、一言申し上げるならば、本議案の条例改正は、立科町税外収入金の規定を明確にすべく、現条例の不備を是正するものであり、早急に再提案するとともに、また条例制定・改正に際しては、立科町法規審査委員会での十分なる検証、検討を行うことを切に要望し、反対討論といたします。

議長(滝沢寿美雄君) ほかに反対討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。5番、西藤努君、登壇の上、発言願います。

〈5番 西藤 努君 登壇〉

5番(西藤 努君) 5番、西藤努です。

今定例会に提案された全議案に対し、賛成の立場で討論します。

公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例、立科町水道事業布設工事監督署の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例は、本年4月に施行された地方分権一括法によるものであります。将来的には、専門技術者の確保、また人材育成が重要であり、留意を持って推進を図るよう要望するものです。

立科町地域密着型サービス事業の人員、整備及び運営等に関する基準を定める条例、また立科町地域密着型介護要望サービス事業の人員、整備及び運営等に関する基準を定める条例は、平成25年4月より社会福祉法人ハートフルケアたてしなへの移管に伴うものであります。心配の声も聞こえており、今後も丁寧な説明を続け、懸念の払拭に努めるよう、要望するものです。

また、一部改正条例につきましては、文言の追加、設置住所統一、社会福祉法人化関連、索道事業は柔軟的な運営の改正であり、今後の期待をするものであります。したがって、異議なしと

いたします。

また、立科町税外収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例については、従前の「ならない」規定から「できる」規定に緩和したものです。地方自治法 23 条の 3、第 1 項に抵触するとの指摘もありますが、提案説明で個々の事情を考慮したとしております。督促は処分であり、機械的でなく、慎重な対応が重要であります。督促前の運用に幅を持たせたものと理解しており、逆に事情の考慮をしなくてはならない事案が多いことを示唆していると考えております。情が法を越えるものでもなく、当町の取り巻く経済状況、個々の状況を把握する中で、適切な判断基準の中で運用すること、また経過の中で検証すること、改正の有無にも留意することを要望し、本条例に賛成するものです。

一般会計補正予算は、子育て相談員配置は子育て支援施策の拡充、充実、新保育園開所関連の駐車場整備は小学校の諸行事も利用されること、安全確保がされ、安心が担保でき、土地提供者には感謝するものです。

しいなちゃんキャラクター着ぐるみ、ストラップ作成は、PR 活動の活動を多いに期待するものです。

土地改良事業は、塩沢地区の兼用側溝及びため池整備であり、兼用側溝は通学路として利用することから、慎重な工事を求めるものです。

体育センター非常放送は防災機能、ふるさと交流館防水修繕は、大切な歴史資料を保管しており、迅速な対応を求めます。

ほかについては、事業進捗、実績にかかわる増減補正であり、評価するものです。

また、各特別会計は、実績によるものでありますが、国保会計の補正額が伸びており、今後も増えていくことに留意し、予防事業等の効果的推進に努力されることを要望し、賛成討論といたします。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに賛成討論ございますか。7 番、山浦妙子君。

〈7 番 山浦 妙子君 登壇〉

7 番（山浦妙子君） 7 番、山浦妙子です。

賛成討論を行います。

議案第 70 号と議案第 71 号につきましては、国の介護保険法と厚労省の事業者指定や介護サービスにかかわる基準改正に伴い、立科町指定地域密着型サービス事業と立科町の指定地域密着型介護予防サービス事業の人員や設備、運営に関しまして細かく基準を定めて、私たち利用者の心身の状況や環境等に応じて、持っているさまざまなニーズに基づいて、その意思や人格が尊重されるサービス提供が今まで以上に行われ、その質の確保と向上を図ることが期待されるところであります。2 案とも、従うべき基準、標準とすべき基準については、厚労省の規定どおりとなっているものの、参酌すべき基準については立科町独自の基準が定められ、その他の項目においても基準が示されています。来年 4 月からのハートフルケアたてしなの法人化を目前にして、立科町の高齢者の介護にかかわるサービス提供と支援は、私たちに安心の高齢者福祉でなくてはなり

ません。今回の議案 70 号・71 号の条例制定が、立科町福祉のブランドを目指す指針となるように望むものであります。

児童福祉費の補正の中には、来年 4 月の開所に向けて、新しい統合された保育所の名称も「たてしな保育園」と決まり、町民の皆さんからお寄せいただきましたパブリックコメントに基づいた見直し等も行われ、保育目標や指針等の計画を立てたり子育ての相談に乗っていただく臨時職員の賃金も計上されております。また、たてしな保育園建設に伴う経費も提案されていますが、建物の丸い屋根、大きな園舎の姿もいよいよ見えてきて、開所に向けて、ハード・ソフトの両面におきましても、その準備も着々と進められているところでございます。子供たちや保護者を初め、町民の皆さんの期待と駐車場問題や交通についての不安なども心配されておられる皆さんの声も、いまだに私どもに届くこともございますが、行政もその解消と子供たちの安心・安全の保育園生活確保に向けて、町民の皆さんの合意を得られるように取り組みされているものと思ひ、さらにこの取り組みを強めていただきたいと思います。

上田地域定住自立圏協定に関する上田市、長和町、青木村、東御市、立科町、5 市町村合同による保育職員の発達障害についての研修会等が行われるなど、立科教育の具体的な実践に向かって動き出す補正も計上されておりますが、より多くの保育士の参加へ向かって、さらなる工夫も重ねてほしいところでございます。子供たちは、立科町の宝物です。その子供たちの健やかな成長のために、私たちはあらゆるすべての人々とともに手を携えていきたいと考えています。

高齢者福祉では、共同住宅あんしんの老朽化したお風呂が 262 万 2,000 円の予算でユニットバスに改修され、この寒い冬、新しいお風呂につかり、ゆっくりと温まっていただけるものと、利用者ともども喜びたいと考えます。

また、教育費においては、権現山体育センターに火災等の非常時にサイレンが鳴るように、屋外にスピーカーを設置するための予算として 192 万 2,000 円が計上され、緊急時の利用者の安全が確保されるものと思われまふ。

それから、たくさんの方々にご利用いただいておりますふるさと交流館の雨樋と屋根の防水修繕と換気用の網ガラス工事費に 471 万円の計上がありました。今後も、町民の皆さんの有効利用を願うものであります。

次に、国民健康保険特別会計についてであります。退職被保険者等の療養給付費負担金 1,700 万円と高額療養費 400 万円の補正がありました。

また、介護保険特別会計の補正については、5%の増加を見込んでの予算編成でありましたが、居宅介護者のサービス給付費の増加見込みにより、後半の補正として 4,512 万 6,000 円が計上されたものです。

ハートフルケアたてしなの事業会計については、来年 4 月からの新しい体制、法人化に向かって、その準備が順調に進められている中で、各事業所ごとの新しい事業展開が計画され、職員の適材適所への異動、配置と法人の財務システムのソフト機器リース料が予備費で調整されたものです。私たちの人生の最終段階を穏やかに安心して過ごすことができる環境整備に向けて、職員がなお一層邁進していただくよう、期待するところでございます。

最後に、長野県医療労働組合連合会執行委員長小林吟子さんから提出されました安心できる介護保険制度の実現を求める陳情書についてですが、今年4月1日に実施された医療や介護の法定単価の同時改定は、それぞれの給付費の抑制を最大の狙いとして実施されました。介護保険では、重点化、効率化として、ヘルパーの生活支援のサービスが時間短縮され、そのことによって利用者である私たちの日常生活においても不都合が生じたり、利用の自己負担が生じたりしました。また、サービス提供事業者にとっても、改悪が目につく、納得のできない改定でありました。私たち、国民生活の現状は、個人の自立の努力やお互いの助け合いだけでは生きていられない社会となってきました。憲法25条を生かす社会保障の再構築に向けてのたくさんの人々の協働が、今こそ求められています。以上の考えのもと、この陳情に対しては賛成するものであります。

社会保障の充実こそ、私たちの本当の安心・安全の社会への道、この立場に立って、今後も私は力を尽くしていくことを表明し、賛成討論といたします。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、日程第1 議案第69号 立科町税外収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例制定についての採決をします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。お諮りします。原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認願います。

起立少数と認めます。したがって、議案第69号 立科町税外収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例制定については、委員長報告のとおり否決されました。

次に、日程第2 議案第70号 立科町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定についてから、日程第5 議案第73号 立科町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定についてまでの4件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第70号 立科町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定についてから、議案第73号 立科町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定についてまでの4件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第74号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第11 議案第79号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定についてまでの6件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第 74 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第 79 号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定についてまでの 6 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 12 議案第 81 号 平成 24 年度立科町一般会計補正予算（第 4 号）についてから、日程第 17 議案第 86 号 平成 24 年度立科町索道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてまでの 6 件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第 81 号 平成 24 年度立科町一般会計補正予算（第 4 号）についてから、議案第 86 号 平成 24 年度立科町索道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてまでの 6 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 18 陳情第 3 号 安心できる介護保険の実現を求める陳情書の採決をします。

本案に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第 3 号 安心できる介護保険の実現を求める陳情書については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第 19 発議第 8 号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 19 発議第 8 号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。5 番、西藤努君、登壇の上、願います。

〈5 番 西藤 努君 登壇〉

5 番（西藤 努君） 発議第 8 号の提案説明を申し上げます。

裏面に改正条例を申し上げます。全文、すべての説明は省略させていただき、条例制定の要旨につき、説明いたします。

今回の改正は、平成 24 年 9 月 5 日公布されました地方自治法の一部改正により、法で規定されていた委員会の委員選任方法等が条例に委任されたため、これらについて新たに規定するものであります。

なお、附則として、本条例は公布の日から施行するものです。

以上、ご提案申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君）これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案の採決を行います。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第8号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 発議第9号

議長（滝沢寿美雄君）日程第20 発議第9号 立科町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。5番、西藤努君、登壇の上、願います。

〈5番 西藤 努君 登壇〉

5番（西藤 努君）発議第9号の提案説明を申し上げます。

裏面に改正規則を申し上げます。全文、すべての説明は省略させていただき、規則制定の要旨について説明いたします。

今回の改正は、平成24年9月5日公布されました地方自治法の一部改正により、本会議においても公聴会を開き、参考人を招致できるとなったので、当議会においてこの制度を導入するため、関係の規定を追加するほか、条文中に適用する地方自治法の条、項ずれが生じたため、これを改めるものです。

なお、附則として、本規則は公布の日から施行されるものです。

以上、提案申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君）これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案の採決を行います。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第9号 立科町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 発議第10号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第21 発議第10号 安心できる介護保険制度の実現を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。今井事務局長。

事務局長（今井民夫君） 発議第10号 安心できる介護保険制度の実現を求める意見書。

平成24年12月12日提出。

提出者 田中三江。

賛成者 滝沢寿美雄、同、宮下典幸 同、箕輪修二 同、山浦妙子 同、榎本真弓。

安心できる介護保険制度の実現を求める意見書。

2012年4月から3年間（第5期）の65歳以上の「第1号介護保険料」は、全国平均で月額4,972円に、長野県内の63保険者は881円増の平均月額4,920円となった。

制度がスタートした第1期と比較して2,574円（約2.1倍）も上昇して、高齢者には重い負担増となっている。利用者とは家族にとっては、利用限度額上限に達して必要なサービスを受けられない、利用料負担が重くて必要な介護を受けることができないなど、家族の介護負担もいっこうに軽減されていない。

同時に行われた介護報酬改定は、ヘルパーの生活援助の時間区分が「1時間」から「45分」とされ、サービス低下や事業所の経営悪化、ヘルパー収入減など様々な問題が表面化している。デイサービスは、時間区分が変更され、7時間以下の事業所には12%近い介護報酬引き下げとなり、多くの事業所ではやむなく7時間以上に延長して対応していますが、利用者からの苦情やスタッフのシフト・送迎体制にも影響が出ている。

「介護崩壊」といわれる介護現場は、人手不足を反映した過酷な勤務環境と低賃金からくる離職率は20%を超え、「介護職場では働き続けられない」実態が続いている。介護労働者の平均賃金は21.4万円であり、全産業平均32.3万円と比較して10.9万円も低い状況である。安全・安心の介護の提供と介護の専門性が発揮できる介護現場にしていくためには、介護職員の大幅増員と処遇改善が必要である。

以上の主旨から下記の事項について国に要望する。

記

1. 介護現場の実態を踏まえ、介護報酬の緊急再改定を行うこと。
2. 国庫負担を拡充し、介護保険料と利用料負担を軽減すること。
3. 生活援助の時間短縮を見直し、必要なサービスを受けられるように改善すること。
4. 国の責任と財政負担により、介護職員の処遇改善を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出する。

平成24年12月12日、長野県立科町議会議長 滝沢寿美雄

内閣総理大臣、厚生朗読大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣様。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 本案についての提出者の説明を求めます。6番、田中三江君。

6番（田中三江君） ただいま、事務局長の朗読のとおりでございます。よろしくご審議いただきまして、賛成いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議10号 安心できる介護保険制度の実現を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発議第11号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第22 発議第11号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

本件については、各常任委員長、議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程を全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第4回立科町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

(午後3時03分 閉会)